

社会福祉法人 雪の聖母園 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り作成する。

1.計画期間 令和5年3月1日から令和10年2月28日

2.目標と取り組み内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間・平均7日以上とする

取組内容：令和5年3月～ 各課長等を通じて、年次有給休暇取得の奨励を行う。

令和5年10月～ 年10日以上の年次有給休暇が付与された全職員に対して、年7日以上の年次有給休暇の取得を促す。又、上半期の取得率の低い職員に対しては下半期に向けて計画的な取得をするよう促す。

令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況について状況把握し、目標達成に向けた取組を検討する。

目標2 労働者1人当たりの平均残業時間を20時間以内とする。

取組内容：令和5年3月～ 長時間労働削減に向けた方針について、トップがメッセージを発信する。又、ノー残業デーや定時退社の呼び掛けをする。

令和5年10月～ 残業時間の実態把握をする。～ノー残業デーの設定等の長時間労働削減の取組を検討・実施する。

社会福祉法人 雪の聖母園 行動計画

社会福祉法人雪の聖母園は、当法人に勤務する職員が仕事と家庭(子育て)を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮出来るようにするために、次の通り行動計画を作成する。

1.計画期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日

2.内 容

目標1 男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

〈対策〉：令和5年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員へ隨時説明や定期的な
社内周知、管理者への呼び掛けなど取得促進への啓発を行う
計画期間中随时～ 育児休業や看護休業の申し出により、各部が連携して休業期間
中の業務体制の見直しを行う

目標2 ライフ・ワーク・バランスのため、時間有給取得を推進する。

〈対策〉： 令和5年10月～ 時間有給について回覧などにより新規職員を含め周知する
令和6年4月～ 周知後の取得状況の確認